



【お取り引き時の追加での確認のお願い】

◆外国送金や貿易取引をされる場合

平素より、横浜銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

横浜銀行をはじめ金融機関は、国際社会の課題であるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策や「外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）」、米国 OFAC をはじめとした各国当局による各種経済制裁措置等への対応が求められております。

当行におきましても、お客さまとの外国為替取引（外国送金・貿易取引）に際して、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や「外為法」などの法令等に基づくお客さまの確認（取引時確認）に加えて、次の事項について口頭での説明のほかに内容を証明する書類等による確認をさせていただいております。

当行からの依頼にご対応いただけない場合や、ご確認の内容によってはお手続きをお断りさせていただく場合があります。

また、追加の確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。

お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 口頭でのご説明や内容を証明する書類等の提示をお願いする事項

①外国為替取引の背景・商流	②外国送金/貿易取引の目的
③送金先・送金元（輸出先・輸入元）の内容	④送金先・送金元（輸出先・輸入元）とのご関係
⑤送金原資・受け取った資金のお使いみち	⑥生年月日・国籍（個人の場合）

(注) お客さまからお伺いした内容やご提示いただいた書類については、原則、写しをいただきます。

2. お手続きをお断りさせていただくケース

- ・ 外為法に基づく規制や米国 OFAC 規制等に該当する場合
- ・ 無登録で金融商品取引業をおこなっているとして金融庁（財務局）から警告書が発出されている者が関係する取引の場合
- ・ 現金（日本円・外国通貨）による送金、または口座開設直後および現金入金直後の送金の場合
- ・ ご提示いただいた資料で、適法性等が確認できない場合
- ・ その他、法令や公序良俗に反する行為にもとづく場合 など

以上